

合理的配慮における代替措置等を検討する際のチェックリスト

学び創造センター学生支援部門インクルージョン支援推進室作成 2025.07

本チェックリストは、合理的配慮における授業方法の変更措置、具体的には「合理的配慮を必要とする学生に係る欠席の取扱い(申合せ)」(学士課程運営委員会)(大学院総合人間自然科学研究科教務委員会)に基づく代替措置、もしくは合理的配慮の依頼のある特定の学生を対象に対面授業をオンライン学修に変更する措置等(以下「授業方法の変更措置」という。)を検討する際について、適切な対応を行うためのチェックリストです。

授業方法の変更措置を検討する際は、下記チェックリストのすべての項目に該当するかどうかを確認してください。該当しない項目がある場合は、必ずインクルージョン支援推進室へ連絡をしてください。

【チェックリスト】

- 授業方法の変更措置の実施が、授業担当教員にとって過重な負担とならない
- 対応予定の変更措置が、教育の目的・内容・評価の変更にあらず、その措置によってでも、学生が享受できる教育の質を十分に確保することができる
- 授業方法の変更措置によって、他の受講生にとっての教育的利益が著しく損なわれることはない

「合理的配慮を必要とする学生に係る欠席の取扱い」に関する対応について

- 代替措置の実施なし(補講・代替課題の未提供)及び学生の取り組みなしでの出席扱いとすることは、教育の本質の変更及び均衡を失する対応にあたり、合理的配慮の考え方としては適切ではありません。

合理的配慮の依頼のある特定の学生を対象に、対面授業をオンライン学修に変更する場合

- オンライン学修の実施形態について、主には Teams 等でのリアルタイム配信を想定しておりますが、チェックリストを満たす限りにおいては、実施形態に指定はありません。
- 授業の内容(授業回)によって、変更可能な場合と不可の場合もあるかと存じます。そのような場合は、インクルージョン支援推進室へご連絡をいただき、学生にも具体的に(理由・対応予定の授業スケジュール)をお伝えください。
- オンライン学修への変更において、第三者による人的支援(TAの配置など)により「過重な負担」を解決し得る場合は、インクルージョン支援推進室へご相談ください。

【合理的配慮を必要とする学生に係る欠席の取扱いに係る対応の流れ】

